

※共済組合使用欄

所得区分	証の有効期限
ア・イ・ウ・エ	令和 年 月 日～令和 年 月 日

所属所受付印

受付印は省略不可

公立学校共済組合限度額適用認定申請書

組合員等番号			申請の日の属する月の 標準報酬月額	円
組合員	氏 名			
	生年月日	昭和 ・ 平成 年 月 日		
	所属所名		所属所コード	
	所 在 地			
適用対象者	氏 名			
	生年月日	昭和 ・ 平成 ・ 令和 年 月 日		
入院・通院予定期間 ※退院日（通院終了日）が不明な場合は、空欄で提出してください		令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで ※退院時に支払いを済ませている場合、原則として認定証は発行しません 【留意事項】1を参照 ⇨ 退院時の支払（ 済 ・ 保留中 ）		
認定証の有効期限開始日		令和 年 月の初日 ※記入がない場合、申請書を共済組合が受理した月の初日から1年間有効な認定証を発行します		
認定証の送付先 ※いずれかに○をつけてください		所属所・自宅・その他 〒 （ ）様方 組合員との関係（ ）		
上記のとおり公立学校共済組合限度額適用認定証の交付を申請します。 公立学校共済組合広島支部長 様 令和 年 月 日 組合員 〒 住所 氏名 電話 （ ） —				
上記の記載事項は、事実と相違ないものと認めます。 令和 年 月 日 所属機関の長 所属所名 職名 氏名				

【留意事項】

- 1 退院時（通院時を含む）に、医療機関へ医療費の支払いを済ませている場合は、申請書の提出は不要です。
支給となる高額療養費がある場合は、原則として受診月の3か月後に自動給付されます。
- 2 過去に認定証の発行を受けている場合、旧証の返却が必要です。未返却の場合は当申請書に添付して返却してください。
- 3 認定証には共済組合に届け出ている住所が記載されます。
届出済住所に変更がある場合は、組合員等情報変更申告書を併せて提出してください。

「限度額適用認定証」とは

- 医療費が高額になるときに利用することで、医療機関等での窓口支払額が、一定額（自己負担限度額）まで引き下げることができます（「高額療養費制度」）。
- マイナ保険証を利用する場合は、自動的に自己負担限度額が適用されるため、「限度額適用認定証」は原則不要です。
- マイナ保険証が利用できない場合や、マイナ保険証が利用できる場合でも、医療機関等で必要とされた場合は、「限度額適用認定証」の交付を、当支部に申請してください。
- 当支部に「限度額適用認定証」を申請した後、交付まで1週間程度かかりますので、必要となる場合は、速やかに手続きを行ってください。

「高額療養費制度」とは

- 1か月に1つの医療機関（入院・外来別）で支払った額が、一定額（自己負担限度額）を超えた場合に、その超えた額（「高額療養費」）を給付するという制度です。
- 医療機関等の窓口支払額に、自己負担限度額が適用されず、医療費の3割（又は2割）を支払った場合は、受診した月の原則3か月後に、当支部から「高額療養費」として自動給付します。

70歳未満の自己負担限度額（令和8年8月～令和9年7月診療分）

区分	標準報酬月額等	月額上限（＜＞は多数回該当の場合 ^{注1} ）	年間上限
ア	83万円～	270,300円＋（医療費－901,000）×1% ＜140,100円＞	1,680,000円
イ	53万円～79万円	179,100円＋（医療費－597,000）×1% ＜93,000円＞	1,110,000円
ウ	28万円～50万円	85,800円＋（医療費－286,000）×1% ＜44,400円＞	530,000円
エ	～26万円	61,500円 ＜44,400円＞	530,000円 ^{注3}
オ	住民税非課税	36,900円 ＜24,600円＞	290,000円

70～74歳（高齢受給者）の自己負担限度額（令和8年8月～令和9年7月診療分）

所得区分	標準報酬月額等	月額上限（＜＞は多数回該当の場合 ^{注1} ）		年間上限
		個人単位（外来）	世帯単位（入院含む）	
現役並所得	83万円～	270,300円＋（医療費－901,000）×1% ＜140,100円＞		1,680,000円
	53万円～79万円	179,100円＋（医療費－597,000）×1% ＜93,000円＞		1,110,000円
	28万円～50万円	85,800円＋（医療費－286,000）×1% ＜44,400円＞		530,000円
一般所得者	～26万円 ^{注2}	22,000円	61,500円＜44,400円＞	個人：216,000円 世帯：530,000円 ^{注3}
低所得者Ⅱ	住民税非課税	11,000円	25,700円＜24,600円＞	個人：96,000円 世帯：290,000円
低所得者Ⅰ	住民税非課税で一定所得以下	8,000円	15,700円	180,000円

注1： 組合員及び被扶養者（医療保険上の同一世帯）で過去12か月以内に3月以上の高額療養費の支給を受けている場合、4か月目以降からの自己負担限度額が軽減されます。

注2： 世帯収入の合計額が520万円未満（1人世帯の場合は383万円未満）も含まれます。

注3： 標準報酬月額が15万円以下であることが確認できた方は、年間上限41万円が適用されます。